

相続税改正の 影響について

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いしたときに、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

相続税改正の影響について

1 はじめに

平成 25 年度の税制改正で相続税の改正が確定し、来年の平成 27 年 1 月 1 日以後に発生する相続又は遺贈から適用されることになります。

今回は、改正後の相続税負担額を簡単な具体例でご説明致します。

2 改正の影響

今回の相続税の改正では基礎控除額が引下げられました。

基礎控除額は定額控除＋比例控除で計算します。

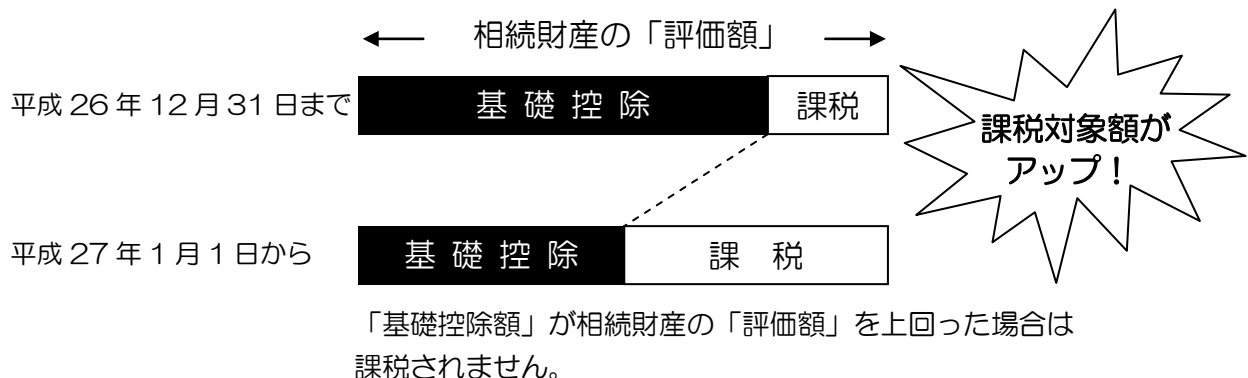
	現 行	改 正 後
定 額 控 除	5,000 万円	3,000 万円
比 例 控 除	1,000 万円×法定相続人の数	600 万円×法定相続人の数

< 法定相続人が 2 人の場合の控除額 >

改正前：5,000 万円＋1,000 万円×2 人＝7,000 万円

改正後：3,000 万円＋ 600 万円×2 人＝4,200 万円

相続人が 2 人の場合の影響額は、2,800 万円のマイナスになります。



相続税の申告が必要となる課税対象者は、改正前では 4.2%（平成 24 年：国税庁資料より）の割合でした。基礎控除額引下げの改正で、東京都市部で 13.53%、愛知で 11.82%、大阪では 7.02%、全国平均では 6%になると言われています。

3 相続税負担の具体例

来年度からの相続税改正の影響額を、具体的な金額を使って計算してみます。

< 例 > ◇法定相続人：子 2 人

◇財産 ：建物及び土地 4,200 万円
 預貯金 2,800 万円（合計 7,000 万円）

◆下記相続税額の計算は法定相続人である 2 人の合計額です。

	改正前	改正後	差額
財産合計	7,000 万円	7,000 万円	—
基礎控除	7,000 万円	4,200 万円	2,800 万円
課税対象	0 円	2,800 万円	2,800 万円
相続税額	0 円	320 万円	320 万円

※土地の小規模宅地の評価減は未考慮です。

上記の例では改正前（平成 26 年 12 月 31 日までの相続または遺贈）は財産の合計額が基礎控除額以下ですので相続税額は生じませんが、改正後（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続または遺贈）は基礎控除額が 4 割減額されることで相続税額が 320 万円となります。

今回は財産を建物及び土地、預貯金としていますが、一般的な相続の対象となる財産の構成としてはこの他、死亡受取保険金^(注1)、上場株式や投資信託、相続開始前 3 年以内の贈与財産の加算^(注2)があります。

（注 1）非課税限度額：500 万円×法定相続人の数

（注 2）相続または遺贈により財産を取得した人が対象

4 生前贈与の活用

③の具体例の様に、来年度から相続税の申告が必要になるケースで預貯金を生前贈与した場合の効果を試算してみましょう。

法定相続人 2 人を対象に、毎年 1 人に対して 200 万円の預金を暦年贈与した場合の贈与税額は下記の通りです。

◆1 人分の贈与税額

贈与財産	200 万円
基礎控除	110 万円
贈与税額	9 万円

◆贈与税額の計算：(200 万円－110 万円) × 10% = 9 万円

※贈与を受けた方は、翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告と納税を行う必要があります。

試算では 2 人に同額を贈与しますので、年間 400 万円の預金を暦年贈与し、贈与税額の負担額は合計で 18 万円となります。

この暦年贈与を 7 年間毎年行くと、2,800 万円の預金全額が法定相続人に移転し、相続財産が減額されます。

	贈与前	7 年間の贈与	贈与後
財産合計	7,000 万円	△2,800 万円	4,200 万円
基礎控除	4,200 万円	—	4,200 万円
課税対象	2,800 万円	—	0 円
相続税額	320 万円	—	0 円

③の具体例の相続税額は 320 万円でした。

④の生前贈与を活用した場合の相続税額は 0 円、7 年間分の贈与税の合計額は 126 万円（18 万円×7 年）です。

差額は 194 万円（320 万円－126 万円）となり、贈与税を納付しても暦年贈与を行った方が、将来の相続税の納税額より軽減される計算になります。

注 意

- I. 相続開始前 3 年以内に法定相続人への贈与があり、相続または遺贈によって財産を相続した人は、その贈与はなかったこととして相続税の計算をします。そのあと、戻し入れた贈与額に対して、既に納付した贈与税分を相続税から控除します。
- II. 預貯金の生前贈与を行う場合、預金口座間の振込みでの資金移動や贈与契約書の作成、贈与後の預金通帳や印鑑、キャッシュカードを贈与を受けた側が所有・管理している等、毎年の贈与が有効であることを主張できることが重要です。

対 策

前述の 3 年以内の贈与の戻し入れは、早い時期から計画的に贈与を始めることで回避することが出来ます。

また、通常は相続時に財産を取得しない法定相続人の子である孫に対しての贈与は、3 年以内贈与の戻し入れの適用はありませんので効果的です。

5 最後に

今回は、来年度からの相続税改正の影響を具体的な金額と、生前贈与を行った場合の効果についてご説明しました。

相続税の財産計算では、小規模宅地に該当する土地の評価は一定面積までは 50%や 80%の減額が可能になり、この限度面積も改正されています。将来の相続税を考える際はまず現状分析を行い、どの様な方法で財産を承継させていくかを検討する必要があると考えますので、専門家にご相談されることをおすすめ致します。